

➤下記の感染症にかかった場合は、「出席停止」となりますので、すみやかに学校（担任）に連絡してください。登校する際には、「医療機関受診証明書」を主治医に記入してもらい、担任へ提出してください。「医療機関受診証明書」は本校ホームページからダウンロードしてもいいですし、生徒手帳にもあります。

➤ただし、『第3種「その他の感染症」については、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り校長が学校医の意見を聞き、緊急的に措置をとることができる。』とあります。学校感染症かどうか不明な場合は、学校（担任）へ連絡ください。

学校において予防すべき感染症（学校感染症）の種類及び出席停止の期間の基準について

	対象疾患	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1型）	・ 治癒するまで
第2種	インフルエンザ	・ 発症した後（発熱した翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	・ 解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	・ 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	・ 発疹が消失するまで
	水痘	・ すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

学校保健安全法施行規則より

（注）第2種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、上記の通りであるが、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。